別居している児童の住民票の提出に関する注意事項

■必要となる書類

※住民票の取得には必要な書類等もありますので、担当窓口にて確認してください。

（配偶者と児童の住民票が市外にある場合）

1.配偶者と対象児童のマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カードの写し

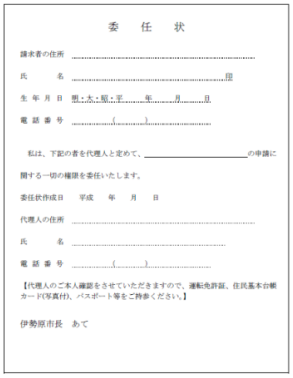

2.配偶者自筆の委任状

※記入については記載例を御参照ください。

住民票

3.対象児童の住民票（省略事項のないもの）

※個人番号が記載された対象児童の住民票を提出される場合は、「対象児童のマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カードの写し」を省略できます。

（児童のみ住民票が市外にある場合）

1.対象児童のマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カードの写し

住民票

2.対象児童の住民票（省略事項のないもの）

※個人番号が記載された対象児童の住民票を提出される場合は、「1.対象児童のマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カードの写し」を省略できます。

御注意ください！

※住民票に**「世帯主氏名」、「続柄」、「筆頭者」、「本籍」が記載されているか**確認してください。省略されている場合、取り直していただく場合があります。

また、**１月１日現在、配偶者が伊勢原市に住所を有しない場合は、配偶者の市県民税課税所得証明書を提出していただく場合もあります**。申請月によって必要となる書類の年度が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。